

認定法人・事業主の皆様へ 職場適応援助者助成金の変更点について 【令和8年度改正分】

職場適応援助者助成金は、支援対象障害者が職場に適応することを容易にするための措置を行う場合に支給します。

令和8年度から上級職場適応援助者による支援計画(訪問型の場合はフォローアップ計画を含みます。以下同じ。)の策定等についても助成金の支給対象とします。

概要

【令和8年度から】

1 訪問型上級職場適応援助者または企業在籍型上級職場適応援助者により、策定または承認された支援計画に基づき援助等を実施した認定社会福祉法人や事業主に対しても助成金を支給します。

2 訪問型上級職場適応援助者については、その支援計画策定等に係る活動も助成金の支給対象とします。

《参考》別紙 労働政策審議会障害者雇用分科会資料「改正事項②職場適応援助者助成金の支給対象の拡充について」

【これまで】

地域障害者職業センターにより、策定または承認された支援計画に基づき援助を実施した場合に、援助等を実施した認定社会福祉法人等に対して支給していました。

助成金申請手続きの変更点

1 訪問型職場適応援助者助成金(中高年齢等措置を含む)

(1)訪問型上級職場適応援助者の要件

訪問型職場適応援助者として機構が認める方のうち、上級職場適応援助者養成研修を修了し、機構が認める方

※1 すでに訪問型職場適応援助者として認定を受けている方は、訪問型上級職場適応援助者として変更手続きを行う必要があります。

※2 訪問型上級職場適応援助者以外の上級職場適応援助者によって策定または承認された支援計画により行われた訪問型職場適応援助者による援助等については支給対象となりません。

(2)支給対象となる訪問型上級職場適応援助者による援助等

- ・支援計画の策定
- ・支援計画の承認
- ・訪問型上級職場適応援助者によるペア支援
- ・ケース会議の開催

＼らしく、はたらく、ともに／



JEED

独立行政法人

高齢・障害・求職者雇用支援機構

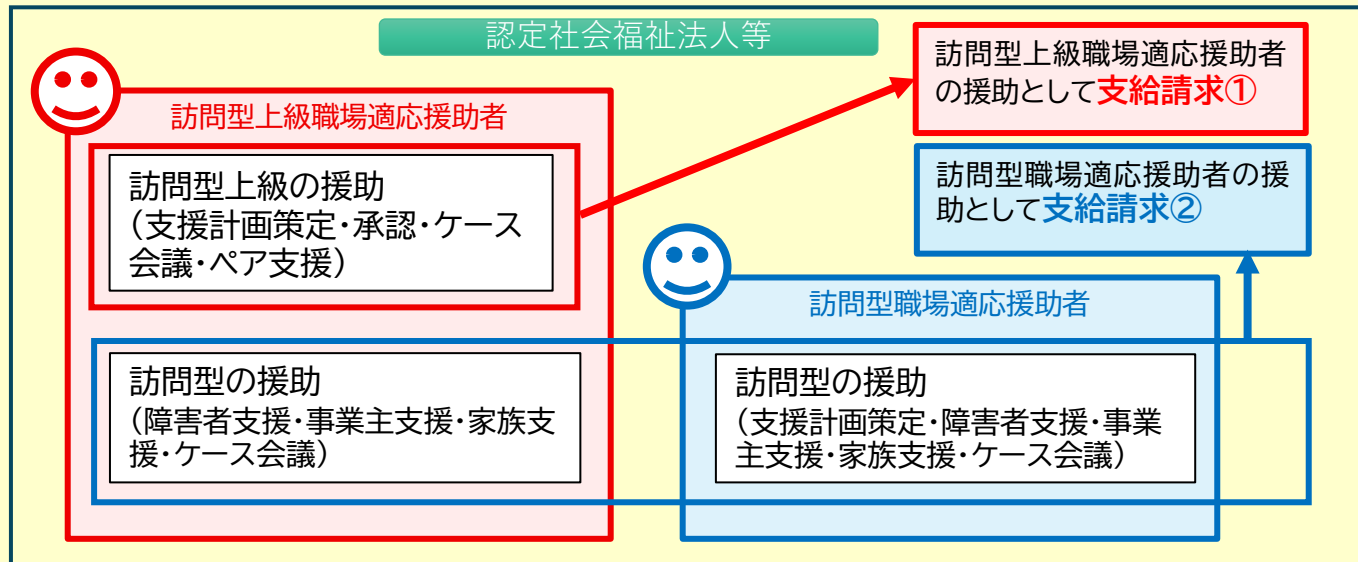
Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers

(3)支給請求

訪問型職場適応援助者による援助と訪問型上級職場適応援助者による援助について、分けて支給請求してください。なお、支給対象期間に変更はありません。

訪問型上級職場適応援助者による支援計画の策定や承認等の援助等に対する助成金の支給(支給請求①)は、その支援計画に基づく認定法人等の援助等(障害者への支援等)が支給決定されたことを確認してから支給します。

そのため、訪問型職場適応援助者による援助等に対する助成金の支給(支給請求②)が、これまでどおり支給できるよう分けて支給請求いただき、それぞれ支給決定します。



※1 これまでどおり地域障害者職業センターにより、策定または承認された支援計画のみで支給請求②を行う場合は、様式の変更だけで、支給請求の方法に変更はありません。

※2 訪問型上級職場適応援助者が策定等を行った支援計画により支援を行った場合は、支給請求②に必要な添付書類が増えます。支給請求する際は、詳細(以下◆)をご確認ください。また、訪問型上級職場適応援助者の方で、他社が行う支援計画の策定または承認を行った場合は、支援計画のほか、チェックリストや修了証などを、他社に提供する必要があります。そちらもあわせてご確認ください。

※3 支給請求①は、他社分の支給請求②等の確認後に支給決定するため、支給請求してから支給決定するまでに時間を要する場合があります。

※4 訪問型上級職場適応援助者が策定または承認を行った支援計画による支援が不実施等の理由で不支給等になった場合は、その支援計画に関係する訪問型職場適応援助者による策定および上級職場適応援助者による援助等も不支給となります。

2 企業在籍型職場適応援助者助成金(中高年齢等措置含む)

(1)新たに支給対象となる援助等

訪問型上級職場適応援助者または企業在籍型上級職場適応援助者により、策定または承認された支援計画に基づき援助を実施した場合も支給対象とします。

(2)企業在籍型上級職場適応援助者の要件

自社に雇用されている企業在籍型職場適応援助者で、上級職場適応援助者養成研修を修了し、機構が認める方をいいます。

※1 自社の企業に在籍型上級職場適応援助者が策定または承認した支援計画のみ支給対象となり、他社の企業に在籍型上級職場適応援助者が策定または承認した支援計画は支給対象となりません。

※2 企業に在籍型上級職場適応援助者の策定または承認に係る活動は支給対象となりません。

(3)支援対象障害者の要件

正規雇用もしくは無期雇用又は有期雇用であっても対象障害者が望む限り更新することができ、対象障害者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用されることが雇用契約書等で確認できる方に限ります。

◆詳細は・・・

・支給要領及び助成金のご案内(令和8年8月末にホームページに掲載)でご確認ください。

・申請様式等が変更になります。ホームページに掲載しますのでご確認ください。

訪問型職場適応援助者助成金はこちら



企業に在籍型職場適応援助者助成金はこちら



■助成金についてのお問い合わせ先■

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(JEED)

都道府県支部高齢・障害者業務課(東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課)

[窓口検索]<https://www.jeed.go.jp/location/shibu/index.html>

[助成金を詳しく知る]<https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/index.html>

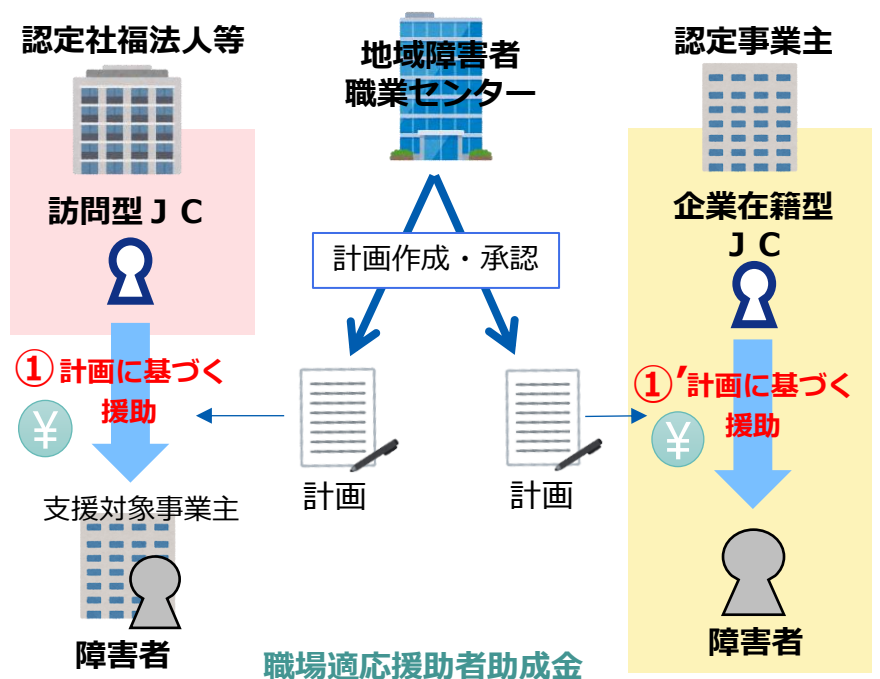


改正事項②： 職場適応援助者助成金の支給対象の拡充について

<別紙>

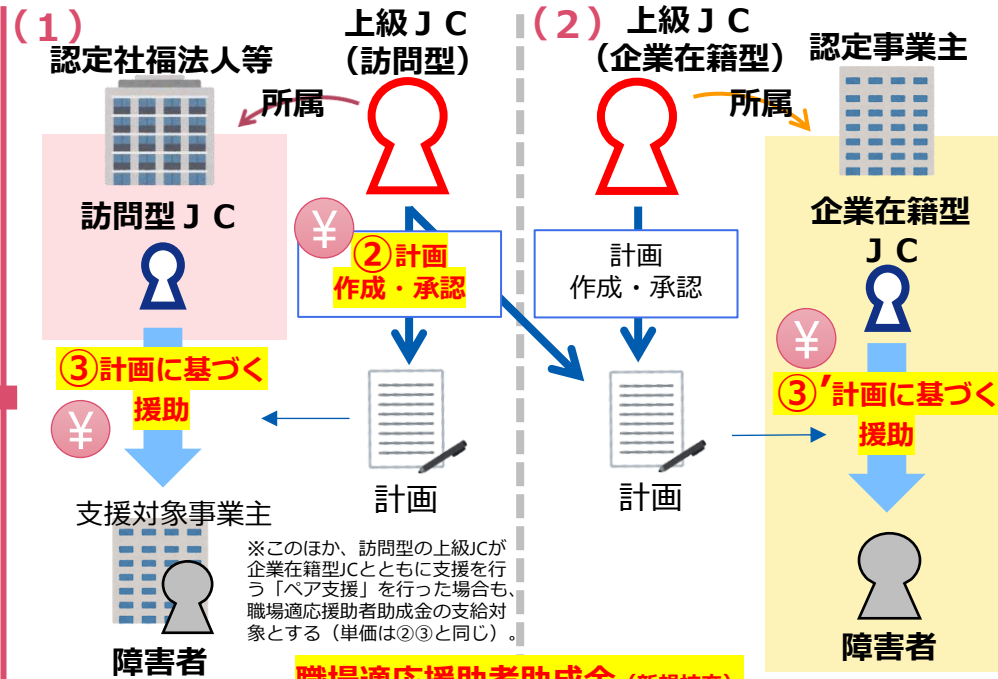
- 職場適応援助者助成金については、これまで、地域障害者職業センターにより作成又は承認された計画に基づき援助を実施した場合に、援助を実施した認定社会福祉法人等（※）に対してのみに支給（①）。
※障害者の職場適応や雇用に伴う援助事業を適切に行うことができると（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）が認めたもの
- 今般、上級職場適応援助者研修を修了した上級職場適応援助者（上級ジョブコーチ）も、援助の計画を作成・承認できることとし、
（１）訪問型の上級職場適応援助者が計画の作成・承認を行った場合（②）、その計画に基づき援助を実施した場合（③）
（２）訪問型又は企業在籍型の上級職場適応援助者が作成・承認した計画に基づき援助を実施した場合（③'）
等も、職場適応援助者助成金の支給対象とする。

既存の助成金支給



- ① 18,000円 or 9,000円/件（最大36,000円/日）
（4時間以上の援助）（4時間未満の援助）
※精神障害者への援助等の場合、4時間とあるのは3時間。
- ①' 60,000円/障害者数（月あたり。最大300万円/年）
※精神障害者への援助の場合は、90,000円/月。企業規模・障害者の就業形態により支給額が異なる。

（新規拡充）助成金支給の新ケース



- ②③ 18,000円 or 9,000円/件（最大36,000円/日）
（4時間以上の援助等）（4時間未満の援助等）
※精神障害者への援助等の場合、4時間とあるのは3時間。
- ③' 60,000円/障害者数（月あたり）
（最大300万円/年）
※精神障害者への援助等の場合は、90,000円/障害者数。
※企業規模及び障害者の就業形態により支給額が異なる。